

# 兵庫県公報

令和6年3月21日 木曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 規 則

- 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町  
振興課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号の2）  
個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正に伴い、知事が利用することができる特定  
個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）の範囲を定める等、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第2号の2

#### 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第1の4の款中(9)の項を(10)の項とし、(8)の項を(9)の項とし、(7)の項の次に次のように加える。

(8) 外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業（当該外国  
人の健康の保持及び増進を図るための事業をいう。）の実施に関する事務

別表第1中12の款を13の款とし、9の款から11の款までを10の款から12の款までとし、8の款の次に次のよ  
うに加える。

9 条例別表第1の1の款(9)の項で定める事務	(1) 高等学校又は中等教育学校における専攻科の生徒の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）に対する当該生徒の奨学のための給付金（以下「高等学校等専攻科奨学給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 高等学校等専攻科奨学給付金の支給の決定の取消しに関する事務
-------------------------	--

別表第1に次のように加える。

14 条例別表第1の2の款(5)の項の規則で定める事務	(1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校における専攻科の生徒に対する修学のための支援金（以下「高等学校等専攻科支援金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 高等学校等専攻科支援金の支給の申請を行う者若しくはその者の生計維持者の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
-----------------------------	--

15 条例別表第1の2の款(6)の項の規則で定める事務	9の項事務の欄に掲げる事務
-----------------------------	---------------

別表第2の4の款事務の欄(1)中「(8)及び(9)」を「(9)及び(10)」に改め、同表6の款中「

高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
--	------------------------

を  
「

(1) 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
(2) (1)の申請を行う者又はその保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護等実施関係情報

に改め、同表11の款中「6の款事務の欄」を「6の款(1)の項事務の欄」に改め、同款を同表12の款とし、同表10の款を同表11の款とし、同表9の款中「別表第2の1の款(9)の項」を「別表第2の1の款(10)の項」に改め、同款を同表10の款とし、同表8の款の次に次のように加える。

9 条例別表第2の1の款(9)の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等専攻科奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者の生計維持者又は当該生計維持者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報
	(2) 高等学校等専攻科奨学給付金の支給の決定の取消しに関する事務	当該取消しをされる者の生計維持者又は当該生計維持者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報

別表第2に次のように加える。

13 条例別表第2の2の款(3)の項の規則で定める事務	高等学校等専攻科支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
-----------------------------	-------------------------------------	------------------------

別表第3の4の款中「別表第2の10の款(1)の項事務の欄」を「別表第2の11の款(1)の項事務の欄」に、「別表第2の10の款(2)の項事務の欄」を「別表第2の11の款(2)の項事務の欄」に、「別表第2の10の款(3)の項事務の欄」を「別表第2の11の款(3)の項事務の欄」に改め、同表5の款中「

別表第2の6の款事務の欄に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
--------------------	------------------------

を

「

別表第2の6の款(1)の項事務の欄に掲げる事務	(1) 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
別表第2の6の款(2)の項事務の欄に掲げる事務	当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護等実施関係情報

」

に改め、同表8の款中「別表第3の2の款(5)の項」を「別表第3の2の款(7)の項」に改め、同款を同表10の款とし、同表7の款の次に次のように加える。

8 条例別表第3の2の款(5)の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等専攻科支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該申請を行う者の生計維持者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
	(2) 高等学校等専攻科支援金の申請を行う者又は当該申請を行う者の生計維持者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者の生計維持者に係る生活保護等実施関係情報
9 条例別表第3の2の款(6)の項の規則で定める事務	(1) 別表第2の9の款(1)の項事務の欄に掲げる事務	当該申請を行う者の生計維持者又は当該生計維持者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報
	(2) 別表第2の9の款(2)の項事務の欄に掲げる事務	当該取消しをされる者の生計維持者又は当該生計維持者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の4の款中(9)の項を(10)の項とし、(8)の項を(9)の項とし、(7)の項の次に次のように加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。